

消費生活Q&A

僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。

～今回のテーマ～  
子どもがオンラインゲームで高額課金！

近所の人がクレジットカード会社から高額な請求が届いたんだって。調べたら、小学生の子どもがオンラインゲームで課金してた事が分かったんだけど、小学生が、どうやってクレジットカードを使ったのかなぁ？

スマートフォン、ゲーム機器の決済方法にクレジットカード情報が入力されていて子どもが決済できる状況だったんじゃないかなワン。  
一度クレジットカード情報を入力すると、その後もそのまま何度も使える場合があるワン！

それじゃ小学生の子どもは、クレジットカードを使って何度もゲームでの課金をしてたってことだね。親の知らない間にクレジットカードで課金できるなんて怖いね。どうしたらそんなトラブルをさけられるの？

トラブルに合わないためには次のことが大事だワン。  
①親がオンラインゲームの料金体系や決済方法等を理解・確認しておくこと。  
②子どもがクレジットカードを簡単に持ち出しできないよう、親が管理方法を工夫すること。  
③端末に登録したクレジットカード情報は削除すること。  
④子どもが利用する端末では、利用できる機能に制限を設ける設定をすること。  
⑤スマートフォンのアプリをダウンロードする際に必要な登録情報は子どもの年齢にしておくこと。  
夏休みだから子どもとゲーム利用のルールを再度、よく話し合っておくことが大事だワン!!

※ゲームでの課金…ゲームの中でお金を支払うこと  
※端末…スマートフォンやタブレット

nagomi お知らせ news  
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の所得状況届等の受付のお知らせ

図 福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724

各種手当を受給されるうえで、毎年、所得状況届等を都道府県知事に提出する必要があります。  
所得状況届等は、郵送での提出も可能です。  
受付期間中に届出されなかった場合、手当を受けられなくなる可能性もありますので、必ず届け出てください。

- ①届出期間  
8月13日(四)～16日(日)午前8時30分～午後5時15分  
※上記の期間での届け出が難しい場合はご連絡ください。
- ②特別障害者手当・障害児福祉手当に必要なもの  
印鑑・所得状況届・現況届など
- ③特別児童扶養手当に必要なもの  
印鑑・特別児童扶養手当所得状況届・特別児童扶養手当証書・マイナンバーカードなど

nagomi お知らせ news  
令和6年4月より保健子ども課に和水町子ども家庭センターが開設されました

図 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730

「こども家庭センター」は、すべてのお子さん、妊娠婦、そのご家族が安全安心に生活出来るよう、心配ごとや困りごとに関する「相談」「支援」をしています。

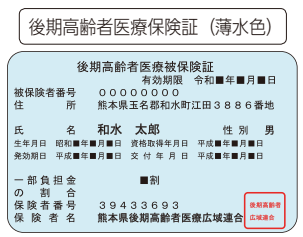
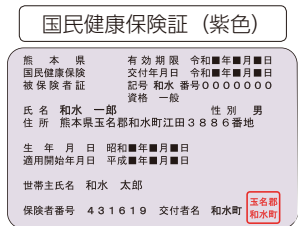
こんな悩みはありませんか？  
・初めての妊娠でどうしたらいいの？  
・こどもの発達のこと、言葉が遅い気がする  
・こどもにイライラしてしまう。子育てがつらく感じてしまう  
・誰かに話をきいてほしいなど…

ひとりで悩まずお気軽にご相談ください!!



nagomi お知らせ news  
国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

図 住民環境課 国保年金係 ☎0968・86・5727



新しい保険証をお送りします  
8月1日からは新しい保険証です

- ・現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日までです。
- ・8月1日から使用できる保険証を簡易書留でお送りします。
- ・ご家族分の保険証は世帯主宛の封筒で1通にまとめて届きます。
- ・有効期限が切れた保険証は、8月1日以降に各自で破棄してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続き

国民健康保険の方は、毎年度申請が必要です。  
必要な人は、8月1日以降に新しい被保険者証を持って役場窓口にお越しください。  
後期高齢者医療保険の方は、前年度から負担区分が変更になっていないかつ前年度限度額認定証が発行されている方については、被保険者証と一緒に同封しています。  
新たに限度額認定証を申請される場合は、一度問い合わせ先までお電話をお願いします。  
また、マイナ保険証を使用すれば、限度額認定証は必要ありません。

マイナ保険証をご利用ください

被保険者証は、令和6年12月2日から発行されなくなります（今回お送りした被保険者証は、令和7年7月31日まで使用できます）。  
マイナ保険証を利用すれば保険証、限度額認定証は不要になりますので、ぜひご利用ください。

入院したときの食事代が変わりました

令和6年6月1日以降に入院したときの食事代が下の表のとおりに変更となりました

入院時食事療養費（一般病床、精神病床に入院したとき）  
食費の標準負担（1食あたり）

| 負担区分      |                                         | 食費      |
|-----------|-----------------------------------------|---------|
| 現役並み所得者   |                                         | 490円※ 1 |
| 一般Ⅰ・一般Ⅱ   |                                         |         |
| 低所得者Ⅱ     | 90日以内の入院<br>(過去12か月の入院日数)               | 230円    |
|           | 90日を超える入院<br>(過去12か月の入院日数)<br>長期入院該当※ 2 | 180円    |
|           | 低所得者Ⅰ                                   |         |
| 老齢福祉年金受給者 |                                         |         |
| 境界層該当者    |                                         |         |

- ※1 指定難病患者の方は、280円の場合もあります。また、平成28年3月31日において既に1年を越えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円の場合もあります。
- ※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院数が90日（低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限ります）を超える場合は窓口で長期入院該当申請をしてください。